**平成２３年（フ）第８８７号**
札幌市白石区北郷４条５丁目９番10号　ハイツ富士201号
債務者　安瀬　政博
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８９６号**
札幌市中央区南８条西12丁目２番20―602号
債務者　伊藤　光弘
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９０５号**
札幌市北区北30条西５丁目１番19号　平野ハイツ１号
債務者　菊地三知子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９０７号**
北海道千歳市文京１丁目１番地の３　ウイング６号棟427号室、住民票上の住所北海道千歳市幸福３丁目９番16号
債務者　山端　廣幸
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１０９０号**
札幌市東区北丘珠２条２丁目24番12号
債務者　佐川　政幸
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１２０号**
札幌市北区新琴似２条13丁目９番32―104号
債務者　小田桐民男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４号**
北海道留萌市南町１丁目22番地の３
債務者　菅原　信子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２３年（フ）第５号**
北海道稚内市中央３丁目17番３号　田村アパート
債務者　今野　繁男
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２３年（フ）第１０号**
北海道稚内市西浜２丁目985番地３
債務者　諏方　美香
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２３年（フ）第１４号**
山形県酒田市山寺字宅地39番地
債務者　石崎　　稔
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２３年（フ）第１４７号**
群馬県藤岡市藤岡439番地４　ＫＳハイツ102号
債務者　大澤　昭子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１９５号**
埼玉県川越市的場１丁目27番地６キャッスル的場Ａ号室小林方
債務者　斎藤　幸雄
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第２０３号**
埼玉県坂戸市溝端町９番地12―503
債務者　江幡　陽次
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第２０４号**
埼玉県坂戸市溝端町９番地12―503
債務者　江幡　和子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第２３９号**
埼玉県狭山市祇園７番30号　スターハイツ壱番館406
債務者　玉井正太郎
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第２５３号**
埼玉県川越市大字笠幡4815番地７
債務者　中島　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第２６９号**
埼玉県所沢市小手指町３丁目６番地の１　みどり野マンションＦ―505
債務者　藤沼　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部